

# ちゅうおう

▶ 第190号 2019年



## 長崎県県央振興局農林部（中央家畜保健衛生所）

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331(代) (休日、夜間も携帯電話に転送されます)

FAX 0957-25-1332

衛生課 : s34500@pref.nagasaki.lg.jp

E-mail 防疫課 : s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課 : s34520@pref.nagasaki.lg.jp

HP : <http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>



## 目次

- P.2・・・ 継続してASF（アフリカ豚コレラ）、CSF（豚コレラ）に最大の警戒をお願いします
- P.3・・・ 鳥インフルエンザのシーズン到来！
- P.4・・・ 家畜・家きんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします  
牛異常産の発生に注意してください！
- P.5・・・ 年始、春節前におけるASF（アフリカ豚コレラ）、口蹄疫等の防疫対策の徹底について  
第12回全国和牛能力共進会の出品牛造成にご協力をお願いします
- P.6・・・ 防疫演習を実施しました  
県有種雄牛精液使用状況報告、家畜繁殖業務成績報告（繁殖集計）をお願いします

# 継続してASF(アフリカ豚コレラ)、CSF(豚コレラ)に最大の警戒をお願いします

アジアでのASFは、現在までに10か国で発生が確認されています。韓国では9月17日の初発以降、12月1日までに飼養豚での14例の発生に加え、野生イノシシにも感染が確認されており、さらなる拡大が危惧されます。さらに、日本国内の空港では、アジア等からの旅行客が畜産物を携行品として持ち込むケースが後を絶たず、日本国内へのウイルス侵入リスクは非常に高い状況です。

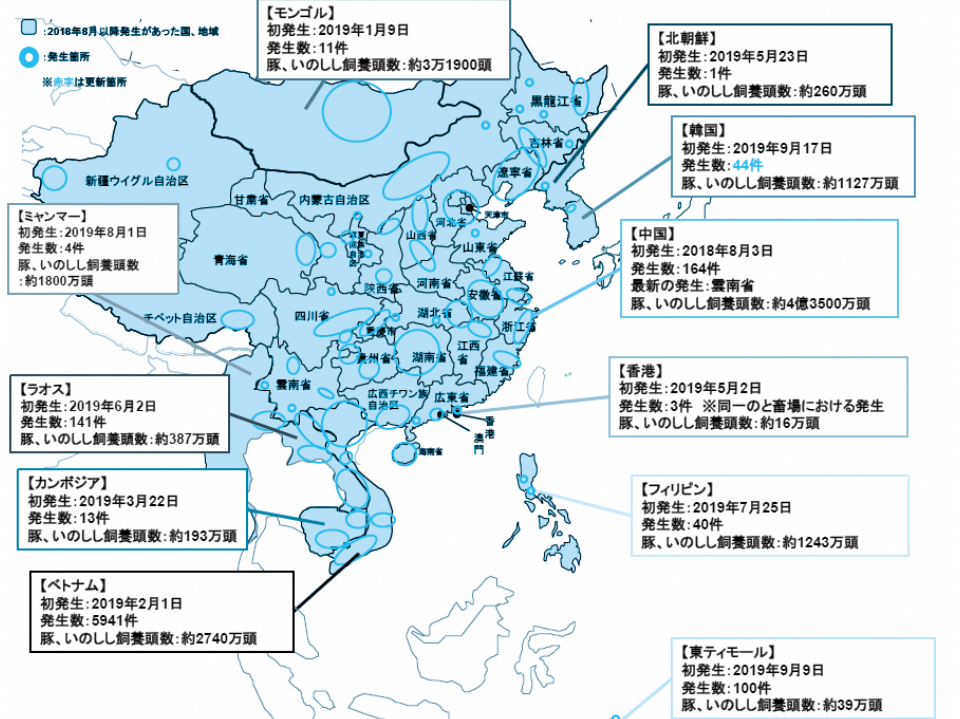
## 韓国におけるアフリカ豚コレラの発生状況



2019年12月1日現在  
初発生: 2019年9月17日  
発生数: 46件(豚14件、野生いのしし )  
豚、いのしし飼養頭数: 約1127万頭

※ OIE報告、韓国当局公表資料等の情報を元に作成  
飼養頭数: FAO統計(2017)による  
▲▲: 注更新箇所

## アジアにおけるASFの発生状況



※ OIE報告等の情報を元に作成  
発生日: OIE報告による発生が確認された日  
飼養頭数: FAO統計(2017)による  
※2019年8月23日より、中国における疫区解除地点を通常の発生地点と同様の標記としました。また、発生件数をOIEへの報告件数に統一しました。

計(中国)	164件(148農場/村、7施設、8車両)(野生いのしし1か所)(22省、5自治区、4直轄市)
(ベトナム)	5941件(5941農場/村)(58省、5直轄市)
(モンゴル)	11件(11農場/村)(6県)
(カンボジア)	13件(13農場/村)(5州)
(香港)	3件(施設)※同一のと畜場における発生
(北朝鮮)	1件(1農場/村)
(ラオス)	141件(137農場/村、2施設)(野生いのしし2か所)(1都、14県)
(ミャンマー)	4件(4農場/村)(1州)
(フィリピン)	40件(40村)(1都、4州)
(韓国)	46件(14農場)(野生いのしし32か所)(2道、1広域市)
(東ティモール)	100件(100農場)(1県)

2019年12月1日現在

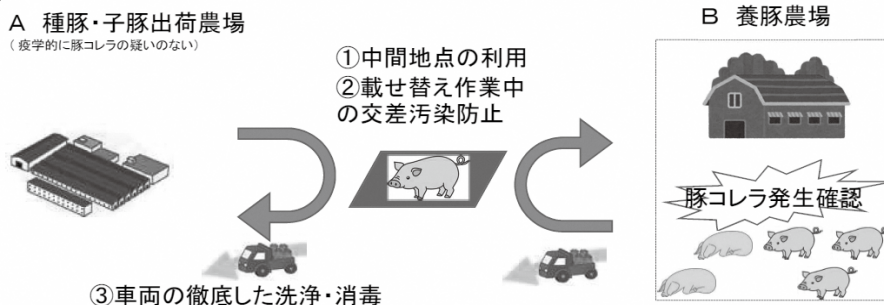
また一方、国内におけるCSFの発生は、飼養豚では岐阜県、愛知県など中部地方を中心とした1府8県となっていますが、その他、感染した野生イノシシが確認された県を含めると12の県に及んでいます。現在、CSFの感染が確認された地域はワクチン接種推奨地域に設定され、予防的なワクチン接種による対策が進められていますが、今後も予断を許さない状況となっています。

養豚農家の皆様におかれましては、農場へのウイルスの侵入防止のため、飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いします。

### ASF・CSFの発生予防対策の重要ポイント

- (ア) 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止
  - ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
  - ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
  - ・人・物の出入りの記録
  - ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理の徹底(さらに厳格な基準の検討が行われています)
- (イ) 野生動物対策
  - ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
  - ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
  - ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

また、他農場へ種豚や子豚を出荷している農場は、出荷先の農場で出荷豚の導入後にCSFが発生した際には、出荷元の種豚生産者や繁殖農場において、下記①から③のウイルスの持ち帰り防止措置が記録等で適切に講じられていることが確認できなければ、疫学関連家畜飼養農場として、移動制限措置が適用され、豚や堆肥、敷料の移動ができなくなります。



人、物又は車両等によるB農場からA農場への上記①から③ウイルスの持ち帰り防止措置が記録等で適切に講じられていることを確認出来れば、  
→A農場は移動制限とはならない

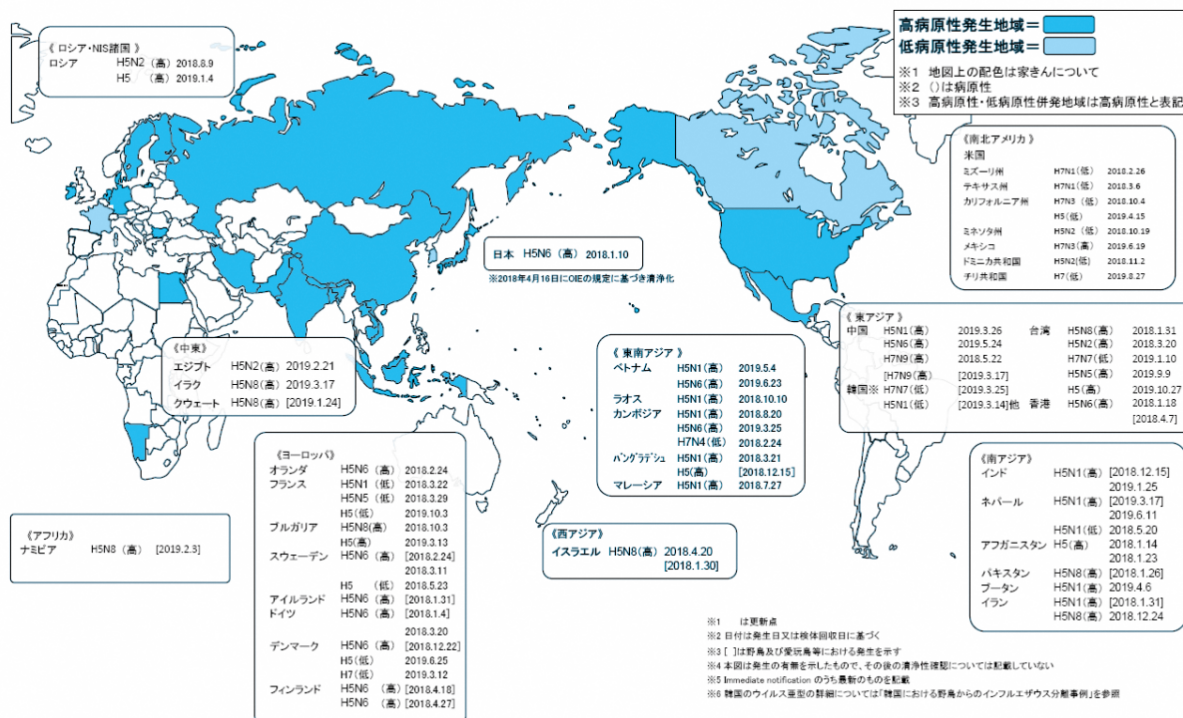
# 鳥インフルエンザのシーズン到来!

鳥インフルエンザの国内での発生は昨年1月以来ありませんが、周辺諸国では依然として発生が継続しており、また、愛媛県、栃木県及び奈良県では野鳥から低病原性鳥インフルエンザが確認されるなど、発生リスクが高まっていると考えられます。

過去、国内での発生では、いずれも農場の近くにため池等の水場が存在しており、これが発生リスクを高める要因と考えられています。畜舎内へのウイルスの侵入は、野鳥による可能性に加え、これら近隣の水源がウイルスで汚染され、未消毒で給与されることによる可能性も考えられます。

家畜飼養者の皆様においては、病原体を飼養施設内に侵入させないように、防鳥ネットの再点検と補修に加え、必要に応じた飲水の消毒等の対策を徹底していただきますようお願いします。

## 家畜の高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年以降)



# 家畜・家きんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします

家畜伝染病予防法により、家畜・家きんを1頭（羽）でも所有している方は飼養状況などを毎年県へ報告することが義務付けられています。

2月1日現在の飼養状況について、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者は4月15日(水)までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者は6月15日(月)までに当所に提出をお願いします。

不明な点は中央家畜保健衛生所（TEL:0957-25-1331）までお尋ねください。

## 報告内容

### 1. 基本情報

- ①家畜の所有者の氏名又は名称 ②家畜の所有者の住所 ③管理者の氏名又は名称
- ④管理者の住所 ⑤農場の名称 ⑥農場の住所 ⑦家畜の種類及び頭羽数
- ⑧畜舎等の数

### 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

- ①衛生管理区域の設定 ②衛生管理区域への病原体の持ち込み防止
- ③衛生管理区域の衛生状態の確保 ④埋却地の準備 ⑤大規模農場に関する報告

なお、少頭（羽）数飼養の方は「1. 基本情報」の⑧畜舎等の数及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」の報告は不要です。

### 少頭（羽）数の基準

- ・牛、水牛、馬 ..... 1頭
- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし ..... 5頭以下
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 ..... 100羽未満
- ・だちょう ..... 10羽未満

# 牛異常産の発生に注意してください！

本県では、毎年、吸血昆虫が活動する6月から11月にかけて、県下の牛飼養農家の協力を得て異常産の原因となるアカバネウイルスやアイノウイルス、チュウザンウイルスなど8種のウイルスについて流行調査を実施しています。

今年度は22農場を対象に調査を実施しており、9月下旬の調査において、「ピートンウイルス」「イバラキウイルス」「アカバネウイルス」の動きが確認されています。このうちピートンウイルスについては九州各県で流行が確認されており、本ウイルスが関与した牛異常産の発生には特に注意が必要です。

ウイルス名	ピートンウイルス	イバラキウイルス	アカバネウイルス
地域	中央、県南、県北、五島、対馬	県南、県北、五島、壱岐、対馬	中央、県北
抗体陽転率（9月時点）	21.3%	13.3%	4.0%

今後、流死産や体型異常を伴う出生子牛が認められた場合には、上記ウイルスの関与も含めた原因検索が必要となりますので、診療獣医師もしくは当所まで連絡をお願いします。また、今後も牛異常産の発生防止のため、牛異常産ワクチンの接種をお願いします。

# 年始、春節前におけるASF(アフリカ豚コレラ)、口蹄疫等の防疫対策の徹底について

今後、年始及び春節を迎えるにあたり、世界各国（特にアジア地域）からの人・物の移動が盛んになることから、家畜伝染病の国内侵入のリスクが高まると考えられます。

つきましては、下記事項に留意のうえ、病原体の侵入防止対策の徹底をお願いします。また、万が一、ASF等を疑う症状を呈する家畜を発見した場合は、速やかに当所まで連絡をお願いします。

## 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛について

畜産関係者はASF等の発生国への渡航を自粛し、やむを得ず渡航する場合は、以下の点に留意して下さい。

### (1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 畜産関連施設に立ち入らないこと
- ② 動物との不用意な接触を避けること
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと
- ④ 帰国時は、空海港の動物検疫所カウンターで指導を受けること

### (2) 帰国後の留意事項

- ① 帰国後一週間は、衛生管理区域に立ち入らないこと。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入りする場合は、洗髪、入浴、更衣等適正な処置を講じること
- ② 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まないこと

## 2 衛生管理区域への病原体持込みの防止について

看板の設置等により衛生管理区域に不要な人を立ち入らせず、不要な物を持ち込まないこと。農場従業員も含め、衛生管理区域に立ち入る場合や物を持ち込む場合は、手指靴等の消毒等必要な措置を実施すること

# 第12回全国和牛能力共進会の出品牛造成にご協力をお願いします

10月28日に開催された第12回全国和牛能力共進会の概要についての地域説明会において、出品区分及び条件並びに審査基準のポイントや肉牛の部の交配種雄牛が示されました。

交配種雄牛は、第6区は「弁慶3」、第7区は「勝乃幸」、第8区は「百合幸」としています。交配予定期間は、人工授精は令和元年12月27日から1か月間、受精卵移植は令和2年1月3日から1か月間となっています。

「長崎和牛日本一」の称号奪還を目指し、選りすぐりの出品牛とするため、多くの候補牛を確保できるよう、関係者の皆様のご協力をお願いします。

出品区		父	出品牛の生年月日	交配予定期間
第6区	総合評価群	弁慶3	令和元年10月7日以降	●人工授精 令和元年12月27日 ～1か月間 ●受精卵移植 令和2年1月3日 ～1か月間
第7区	脂肪の質評価群	勝乃幸	令和元年10月7日以降	
第8区	去勢肥育牛	百合幸	令和元年10月7日以降	

# 防疫演習を実施しました

家畜伝染病の発生に備え、長崎・県央地域の防疫演習を実施しました。

家畜伝染病全般の演習として、10月25日に県備蓄資材の搬送準備作業及び車両消毒を中心とした消毒ポイント作業の演習を、また、鳥インフルエンザについては11月13日に異常通報受理時の連絡体制の確認や防護服の着脱、実際に生きた鶏を用いた捕鳥、殺処分作業の流れについて演習を行いました。演習には県のみならず市町職員の皆様にも参加いただき、業務内容の理解を深めてもらいました（表紙の写真）。

現在、国内でのCSF（豚コレラ）の感染拡大やASF（アフリカ豚コレラ）の国内への侵入が懸念され、また、鳥インフルエンザにおいては発生の多い季節となり、予断を許さない状況が続いています。

当所におきましても、万が一の家畜伝染病発生時に迅速に対応し、被害を最小限に抑えるため、今後も防疫演習を通じて初動防疫態勢の強化に努めてまいります。



県備蓄資材の搬送準備作業

## 県有種雄牛精液使用状況報告、家畜繁殖業務成績報告（繁殖集計）をお願いします

県と「県有種雄牛凍結精液譲渡契約」を締結している方のうち、自己所有の雌牛のみの授精を行う方は、県有種雄牛凍結精液の前年の使用実績として「種雄牛別利用状況報告書（別紙様式8）」（県有種雄牛凍結精液譲渡契約書参照）を来年1月末までに家畜保健衛生所まで提出をお願いします。

一方、業として授精業務を行っている方は、毎年実施している「繁殖集計」において、前年実績として「家畜繁殖業務成績報告書」の提出をお願いします。

なお、繁殖集計の実施日時等については、別途ご案内します。

※報告対象期間：平成31年1月～令和元年12月